

## 大規模小売店舗届出書

令和8年4月1日

千葉県知事 様

（設置者）

京成電鉄株式会社  
代表取締役 天野 貴夫  
千葉県市川市八幡三丁目3番1号

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

名 称 タイヨー<sup>なりたてん</sup>成田店  
所在地 千葉県成田市土屋字新着 1308 番 1 他

**2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

名 称	代表者	住 所
株式会社タイヨー	代表取締役 森田 剛	茨城県神栖市大野原四丁目7番1号

**3 大規模小売店舗の新設をする日**

令和8年12月2日

**4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

1,844 m<sup>2</sup>

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.4 配置図：地上平面駐車場	35 台
別添図面No.4 配置図：屋上駐車場	30 台
合 計	65 台

※別途併設施設（飲食店 B）用駐車場 42 台あり。

### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
別添図面No.4 配置図：駐輪場	53 台
計	53 台

### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
別添図面No.4 配置図：荷さばき施設①	108 (108.0) m <sup>2</sup>
別添図面No.4 配置図：荷さばき施設②	36 ( 36.0) m <sup>2</sup>
計	144 (144.0) m <sup>2</sup>

### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
別添図面No.4 配置図：廃棄物保管施設	74 (74.25) m <sup>3</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社タイヨー	午前 8 時	午後 11 時	

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	利用可能な時間帯	特記事項
地上平面駐車場	午前 7 時 30 分～午後 11 時 30 分	—
屋上駐車場	午前 7 時 30 分～午後 11 時 30 分	—

### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
地上平面駐車場	5ヶ所	別添図面No.4 に記載のとおり
屋上駐車場	5ヶ所 (地上平面駐車場と共用)	別添図面No.4 に記載のとおり
計	5ヶ所	

### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能な時間帯	特記事項
荷さばき施設①	午前 6 時～午後 10 時	
荷さばき施設②	午前 6 時～午前 7 時 30 分	

## 添付書類

- 1 法人にあってはその登記事項証明書  
別添のとおり
- 2 主として販売する物品の種類  
食料品・日用品
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  
※建物配置図 図面No.4 配置図  
※各階平面図 図面No.5 平面図兼求積図

## 4 建物計画の概要

### (1) 敷地の概要

- ①敷地の面積 店舗敷地 12,366.23 m<sup>2</sup>
- ②法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域、第二種住居地域

### (2) 立地環境

#### ①計画地周辺の概要

計画地は JR 成田線成田駅から北に約 1.85Km に位置し、敷地の北面は国道 408 号、東面ならびに南面は成田市道に面しています。敷地は 2 方が道路に囲まれていて、1 方駐車場に面しています。周辺は住宅・店舗・事業所が混在した地域です。

#### ②隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	商業地域	道路を挟んで駐車場、店舗が立地
西側	第一種住居地域 第二種住居地域	隣接して駐車場、店舗、民家が立地
南側	第一種住居地域	道路を挟んで事業所、民家、物置が立地
東側	第一種住居地域 第二種住居地域	道路を挟んで事業所、駐車場、空地、民家、店舗が立地

### (3) 店舗建物の構造及び面積等

#### ①建物の構造

鉄骨造 地上 1 階建

#### ②建物面積の内訳

<タイヨー成田店>

ア 建築面積 3,146.16 m<sup>2</sup>

イ 延床面積 2,945.76 m<sup>2</sup>

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等 (m<sup>2</sup>)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a		利用者層が同一の併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
1 階	1,843.56	—	—	—	1,034.29	2,877.85
PH	—	—	—	—	67.91	67.91
合計	1,843.56	—	—	—	1,102.20	2,945.76

<飲食店 A>

ア 建築面積 78.11 m<sup>2</sup>

イ 延床面積 75.35 m<sup>2</sup>

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等 (m<sup>2</sup>)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a		利用者層が同一の併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
1階	-	-	-	47.47	27.88	75.35

<飲食店 B>

ア 建築面積 380.64 m<sup>2</sup>

イ 延床面積 375.67 m<sup>2</sup>

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等 (m<sup>2</sup>)

区分	店舗面積	利用者層が異なる併設施設 a		利用者層が同一の併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
		オフィス	マンション			
1階	-	-	-	207.90	167.77	375.67

③利用者層が同一の併設施設 (併設施設 b) の内訳

併設施設		小売店舗に対する面積割合	営業時間	特記事項
飲食店 A	47.47 m <sup>2</sup>	2.6%	午前 11 時 00 分～午後 11 時 00 分	
飲食店 B	207.90 m <sup>2</sup>	11.3%	未定	
合計	255.37 m <sup>2</sup>	13.8%		

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事 項 等		各項目算出のための計算式等
行政人口	133,302 人	令和7年12月末日現在 成田市ホームページより
地区の区分	その他地区	用途地域：第一種住居地域、第二種住居地域
S：店舗面積	1.844 千㎡	
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	1,045 人／千㎡	人口40万人未満： 店舗面積5,000㎡未満：1,100-30S
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	1,850m	J R 成田線 成田駅
C：自動車分担率	70%	人口10万人以上40万人未満、その他地区
D：平均乗車人員	2.0 人／台	10,000㎡未満：S < 10,000㎡
E：平均駐車時間係数	0.669	10,000㎡未満：(30+5.5S) ÷ 60
小売店舗の必要台数	65 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数	65 台	

(2) 市町村条例に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 無
- ②条例等名称：-

(3) 特別な事情による駐車台数の算出

該当なし

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

種類	内容	面積 (㎡)	当該小売店舗 駐車場と共 用・別途	必要駐車 台数	算出根拠	収容台数(届 け出台数に含 むかどうか)
b	飲食店A	45.55 ㎡	共用	-	併設施設の面積が小売店舗面積の2割以下のため	含む
b	飲食店B	207.90 ㎡	別途	-		42 台 (含まない)

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

地上平面駐車場		駐車場種類	建物外平面駐車場（自走式）	
来客が駐車する可能性のある駐車区画	駐車区画の数	普通車用	208 台	
		軽自動車用	5 台	
		身障者用	6 台	
		高齢者用	—	
		総収容台数（内訳）	219 台（届出 35 台 従業員用等 184 台）	
	駐車区画の大きさ	普通車用	2.7m×5.0m=13.5 m <sup>2</sup>	208 台
		軽自動車用	2.5m×3.8m= 9.5 m <sup>2</sup>	5 台
		身障者用	3.5m×5.0m=17.5 m <sup>2</sup>	6 台
		高齢者用	—	—
	面積（駐車区画の大きさ×総収容台数）		2,960.5 m <sup>2</sup>	
利用可能な出入口		5ヶ所（出入口①、②、③、④、⑤）		
駐車料金の徴収の有無		無		
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用		
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）		敷地内		
来客用利用可能時間帯（来客以外も含めた利用可能時間帯）		午前7時30分～午後11時30分 （午前7時30分～午後11時30分）		

屋上駐車場		駐車場種類	屋上駐車場（自走式）	
来客が駐車する可能性のある駐車区画	駐車区画の数	普通車用	69 台	
		軽自動車用	—	
		身障者用	2 台	
		高齢者用	—	
		総収容台数（内訳）	71 台（届出 30 台 従業員用等 41 台）	
	駐車区画の大きさ	普通車用	2.7m×5.0m=13.5 m <sup>2</sup>	69 台
		軽自動車用	—	—
		身障者用	3.5m×5.0m=17.5 m <sup>2</sup>	2 台
		高齢者用	—	—
	面積（駐車区画の大きさ×総収容台数）		966.5 m <sup>2</sup>	
利用可能な出入口		5ヶ所（出入口①、②、③、④、⑤）		
駐車料金の徴収の有無		無		
店舗専用・他の駐車場との共用の別		店舗専用		
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）		敷地内		
来客用利用可能時間帯（来客以外も含めた利用可能時間帯）		午前7時30分～午後11時30分 （午前7時30分～午後11時30分）		

(6) その他の駐車場

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	有	共用	225 台
飲食店 B 駐車場	有	別途	42 台
合計			267 台

※従業員用駐車場 225 台について、開業後の既存店舗の解体時には、作業スペースとして利用すること予定しています。

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No. 下段：道路名（通称）		道路No.1 成田市道 1-019 号線	道路No.2 国道 408 号線
店舗からの方角		南東側	北側
店舗駐車場の出入口 (有の場合、出入口No.)		有 (出入口①②)	有 (出入口③④⑤)
搬出入車両が使う出入口 (有の場合、出入口No.)		有 (出入口①ならびに業務用車両出入口)	有 (出入口④)
幅員	車道		8.3m
	車線数		片側交互 1 車線
	歩道	店舗側	2.2m
		反対側	無
	路肩・中央分離帯他		1.1m (反対側路側)
合計		11.6m	
交通規制		大型車通行禁止	駐車禁止
安全施設		無	無
信号交差点の数 (右折帯設置の交差点の数)		1 交差点 (0 交差点)	1 交差点 (1 交差点)
横断歩道等の有無		有	有
通学路 の有無	店舗側	無	無
	反対側	無	無
バス路線の有無		無	有
バス停の有無		無	無
拡幅予定など		無	無

(2) 駐車場の入庫処理能力

自走式で発券ブース等のない駐車場です

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口No.	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合その理由・対策
				長さ	算出根拠	
出入口①②	無	無	無	-43.72m	※1	マイナス値となり不要。ただし、場内の車路に滞留が可能である。
出入口③④⑤		無		-30.76m	※2	

※各出入口に大規模小売店舗立地法の指針に基づくピーク時間帯から、想定されるエリア別の来店台数が入庫すると想定し、下記計算式より必要駐車待ちスペースを算出。

(当該入口の1分当たりの来台数×1.6-当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数) ×6m

(平均車頭間隔) = ※1 (8/60×1.6-60/8) ×6 = -43.72

※2 (89/60×1.6-60/8) ×6 = -30.76

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	休日：令和6年6月30日（日）7:00～24:00（17時間調査） 平日：令和6年7月01日（月）7:00～24:00（17時間調査）
調査場所	No.1～No.3 交差点 別添交通報告書参照
調査委託先	21世紀商業開発株式会社
調査方法	調査地点において、通過する車両及び自転車・歩行者を方向別・種類別にカウンター等を用いて調査を実施
調査結果	別添交通報告書参照

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	来退店経路のピーク時の方面別車両台数を算出し、現況交通量（ピーク時）に発生交通量（ピーク時）を加えて予測を行いました。
予測の根拠	「平面交差の計画と設計 基礎編」参照
予測結果	別添交通報告書参照

## 7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面		図面No.7 車両経路図(広域)、図面No.8 車両経路図(周辺)
商圈設定の考え方		既存店舗の実績を考慮し、店舗から半径1km以内を商圈として設定しました。
経路設定の考え方・配慮		周辺の生活道路を避ける経路設定としています。
入出庫の説明	出入口 ①②	(来店) ①②④⑤⑥方面から左折入庫 (退店) ③方面へ左折出庫
	出入口 ③④⑤	(来店) ③方面から左折入庫 (退店) ①②④⑤⑥方面へ左折出庫

※来店・退店の方面の番号は図面No.8 車両経路図（周辺）参照

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項目	具体的な内容	
案内表示の設置（敷地内、周辺）	駐車場内に案内看板等を設置し、来店客に退場経路を周知します。	
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知	必要に応じて、新聞折込広告等に案内経路図を掲載します。	
交通整理員の配置	①配置場所：各駐車場出入口付近 ②人数：1名（オープン時に配置） ③配置日時等：オープン時など	
周辺道路に通学路「有」の場合の安全策	来客車両に係る安全策	周辺道路に通学路はありません
	荷さばき車両に係る安全策	周辺道路に通学路はありません
右折入出庫「有」の場合の解析結果、具体的安全対策等	右折入出庫はありません	
その他交通への支障を回避するための方策	特になし	

## 8 駐輪場の計画

### (1) 駐輪場の収容台数

※届出収容台数：53 台

### (2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1,844 m <sup>2</sup>
必要駐輪場台数算出式	S：1,844 m <sup>2</sup> / 35 m <sup>2</sup> ≒ 53
必要駐輪台数	53 台

### (3) 市町村条例に基づく附置義務

①附置義務の有無 無

②条例等名称：－

### (4) その他の事情による駐輪台数の算出

該当なし

### (5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場 構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ		料金徴収 の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場	平面式	53 台	0 台	53 台	53 m <sup>2</sup>	0.5m×2.0m	－	無

### (6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		配置場所：駐輪場付近 配置時間：繁忙時 人 数：1 名
管理体制	営業時間内	繁忙時には従業員が巡回し、店舗利用者以外の利用を行わないよう注意喚起に努めます。
	営業時間外、深夜等	出入口を施錠し、安全確保に努めます。

### (7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場看板の掲示及び路面標示を予定しています。

## 9 荷さばき施設の計画

### (1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設No.	届出面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に 含むか
荷さばき施設①	108.0 m <sup>2</sup>	10 t 未満、4 t	2 台	無	—
荷さばき施設②	36.0 m <sup>2</sup>	10 t 未満、4 t	1 台	無	—
合計	144.0 m <sup>2</sup>				

### (2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設No.	搬出入車両の出入口の数 (専用・兼用の別)	出入口No.
荷さばき施設①	専用 1 ヶ所	業務用車両出入口
荷さばき施設②	兼用 2 カ所	出入口①、④

### (3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設②	午前 6 時 00 分～午前 7 時 30 分

### (4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設 ①、②	・出入口前での一旦停止の周知徹底を指導し、事故防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙時の搬出入に際しては、従業員による誘導を必要に応じて行い来客車両との交錯が起きないように安全確保に努めます。</li> <li>・荷さばき施設②での作業は営業時間前とします。</li> </ul>

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

荷さばき施設①

時間帯	搬出入車両			廃棄物 車両… b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4 t 車	10 t 未満	計… a			
6時～7時	2台	1台	3台	—	3台	50分
7時～8時	2台	1台	3台	—	3台	50分
8時～9時	1台	1台	2台	—	2台	35分
9時～10時	1台	0台	1台	1台	2台	25分
10時～11時	1台	0台	1台	1台	2台	25分
11時～12時	1台	0台	1台	—	1台	15分
12時～13時	0台	0台	0台	—	0台	0分
13時～14時	0台	0台	0台	—	0台	0分
14時～15時	0台	0台	0台	—	0台	0分
15時～16時	0台	0台	0台	—	0台	0分
16時～17時	1台	0台	1台	—	1台	15分
17時～18時	1台	0台	1台	—	1台	15分
18時～19時	0台	0台	0台	—	0台	0分
19時～20時	0台	0台	0台	—	0台	0分
20時～21時	0台	0台	0台	—	0台	0分
21時～22時	1台	0台	1台	—	1台	15分
合計	11台	3台	14台	2台	16台	—
1台当たりの 平均的処理時間	15分	20分	—	10分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：2台…A
- ・1時間当たり延べ処理可能時間：120分（60分×2台）…B
- ・ピーク時処理時間：6時～7時、7時～8時

延べ50分…C

B（1時間当たり延べ処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としています。

荷さばき施設②

時間帯	搬出入車両			廃棄物 車両… b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4 t 車	10 t 未満	計… a			
6時～7時	0台	1台	1台	—	1台	20分
7時～8時	1台	0台	1台	—	1台	15分
合計	1台	1台	2台	—	2台	—
1台当たりの 平均的処理時間	15分	20分	—	—	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：1台…A
- ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×1台）…B
- ・ピーク時処理時間：6時～7時

延べ20分…C

B（1時間当たり延べ処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としています。

【1日当たり搬出入車両台数】18台

	搬出入車両			廃棄物 車両…b	総合計 a+b
	4t車	10t未満	計…a		
荷さばき施設①	11台	3台	14台	2台	16台
荷さばき施設②	1台	1台	2台	—	2台
合計	12台	4台	16台	2台	18台

1.1 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

無

1.2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場 構造	届出台数 (総収容台数)		利用時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
平面 自走式	駐車場	65台 (332台 ※)	午前7時30分～ 午後11時30分	駐車場内の段差 を極力無くし、 衝撃音の発生を 抑制します。	駐車マスにスムーズに出入 り出来るようなレイアウト とします。また、看板等によ り「場内の時速10km走行」 を呼びかけることにより騒 音の低減を図る。

※内訳（合計332台：来客用65台、飲食店B用42台、その他従業員用等225台）

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設 の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮に努めます。</li> <li>床の段差を解消し、騒音を極力小さくするよう努めます。</li> </ul>
荷さばき作業 の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>看板等により搬入車両のアイドリング禁止の徹底等、作業人員への騒音防止の徹底をします。</li> <li>積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等を最小限に抑えるよう指導し、徹底します。</li> </ul>

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収 場所の構造	回収時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
屋外	午前6時～ 午後10時	床の段差を解 消し、騒音を 極力小さくす るよう努めま す	<ul style="list-style-type: none"> <li>深夜・早朝の作業を回避致します。</li> <li>看板等により積み降ろしの際の衝撃音やドアの開け閉め等、最小限に抑えるよう指導し、徹底します。</li> <li>看板等により作業時間の短縮に努め、作業人員への騒音防止の指導を徹底します。</li> </ul>

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

※BGM等の使用の有無 無

1.3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷却塔	無	—	—	—	—	—
冷凍冷蔵用室外機	有	6	60.5dB以下	24時間	低騒音機器の導入	7.5kw以下
空調用室外機	有	20	63dB以下	7時～23時	低騒音機器の導入	7.5kw以下
給排気口	有	27	42.5dB以下	7時～23時	低騒音機器の導入	7.5kw以下
キュービクル	有	1	47.0dB	24時間	—	—

1.4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

時間帯		等価騒音レベル				評価等		
		昼間		夜間				
		午前6時～午後10時		午後10時～午前6時				
予測点高(m)	環境基準値	予測結果	環境基準値	予測結果	評価	地域の類型	用途地域	
A	1.2	60	39	55	32	○	C類型相当	商業地域
B	1.2	55	42	45	35	○	B類型相当	第一種住居地域
C	1.2		49		33	○		
D	1.2		50		43	○		

※計画地周辺北側は、商業施設、住居等が立地する地域であり、特定工場等の規制基準における第3種区域相当と考えられるため地域の類型をC類型相当とした。南側ならびに西・東面は、住居等が点在しているためB類型相当とした

—評価—

等価騒音レベルの予測結果は、全地点で環境基準値を下回ります。

以上のことから、今回の計画に伴う周辺地域への影響は軽微であると考えられます。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(1) 夜間に発生する設備機器等騒音の最大値の予測結果

対象騒音源	予測点高 (m)	店舗敷地境界				評価
		予測結果(dB)	地域の区分	用途地域	規制値(dB)	
冷凍冷蔵用室外機 R6	6.0	40.6	第2種区域	第一種住居地域	45	○
空調用室外機 S1	6.0	41.3				○
空調用室外機 S2	6.0	41.3				○
空調用室外機 S3	6.0	41.3				○
空調用室外機 S4	6.0	41.3				○
空調用室外機 S11	6.0	36.2				○
空調用室外機 S13	6.0	36.2				○
空調用室外機 S15	6.0	42.7				○
空調用室外機 S18	6.0	42.7				○
給排気口 K1	3.0	39.0				○
給排気口 K2	3.0	37.9				○
給排気口 K3	3.0	29.9				○
給排気口 K4	3.0	29.9				○
給排気口 K5	3.0	37.9				○
給排気口 K6	3.0	29.4				○
給排気口 K7	3.0	30.4				○
給排気口 K8	3.0	35.4				○
給排気口 K9	2.0	17.8				○
給排気口 K20	3.0	29.6				○
給排気口 K21	3.0	14.6				○
キュービクル Q	6.0	34.1				○

—評価—

夜間における騒音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果は、自敷地境界で規制値を下回るため、周辺生活環境への影響は軽微であると思われま。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

(2) 夜間における騒音レベルの最大値の最大値の予測結果

【店舗敷地境界での評価】

対象騒音源	予測点高 (m)	店舗敷地境界				評価
		予測結果(dB)	地域の区分	用途地域	規制値(dB)	
車両走行 1A1	0.5	74.0	第2種区域	第二種住居地域	45	×
車両走行 1A3	0.5	54.2				×
車両走行 1A4	0.5	54.2				×
車両走行 1A5	0.5	54.2				×
車両走行 1A6	0.5	54.2				×
車両走行 1A7	0.5	54.2				×
車両走行 1A8	0.5	54.2				×
車両走行 1A10	0.5	74.0				×
車両走行 1A11	0.5	54.0				×
車両走行 1A12	0.5	54.0				×
車両走行 1A13	0.5	54.0				×
車両走行 1A14	0.5	54.0				×
車両走行 1A15	0.5	54.0				×
車両走行 1A16	0.5	54.0				×
車両走行 1A17	0.5	54.0				×
車両走行 1A18	0.5	54.0				×
車両走行 1A19	0.5	54.0		×		
車両走行 1A20	0.5	54.0		×		
車両走行 1A21	0.5	54.0		×		
車両走行 1A23	0.5	54.0		×		
車両走行 1A24	0.5	54.1		×		
車両走行 1A25	0.5	54.1		×		
車両走行 1A26	0.5	54.1		×		
車両走行 1A27	0.5	54.3		×		
車両走行 1A28	0.5	54.5		×		
車両走行 1A29	0.5	54.8		×		
車両走行 1A30	0.5	55.2		×		
車両走行 1A31	0.5	55.0		×		
車両走行 1A32	0.5	74.0		×		
車両走行 1A67	0.5	74.0		×		
車両走行 1A73	0.5	55.0		×		
車両走行 1A74	0.5	55.3		×		
車両走行 1A75	0.5	55.1	×			
車両走行 2A4	3.5	43.7	第一種住居地域	○		
車両走行 2A5	4.5	43.8		○		
車両走行 2A6	5.5	43.8		○		
車両走行 2A7	5.5	40.6		○		
車両走行 2A21	5.5	48.5		×		
車両走行 2A23	5.5	40.6		○		
車両走行 2A24	5.5	40.6		○		
車両走行 2A25	5.5	40.6		○		
車両走行 2A26	5.5	40.6		○		
車両走行 2A27	5.5	40.6		○		

【保全区域側境界での評価】

対象騒音源	予測点高 (m)	保全区域				評価	保全区域に おける予測地点
		予測結果(dB)	地域の区分	用途地域	規制値(dB)		
車両走行 1A1	0.5	45.6	第3種区域	商業地域	50	○	1a1
車両走行 1A2	0.5	48.2				○	1a2
車両走行 1A3	0.5	43.1				○	1a3
車両走行 1A4	0.5	43.1				○	1a4
車両走行 1A5	0.5	43.1				○	1a5
車両走行 1A6	0.5	43.1				○	1a6
車両走行 1A7	0.5	43.1				○	1a7
車両走行 1A8	0.5	43.1				○	1a8
車両走行 1A10	0.5	46.0				○	1a10
車両走行 1A11	0.5	43.1				○	1a11
車両走行 1A12	0.5	43.1				○	1a12
車両走行 1A13	0.5	43.1				○	1a13
車両走行 1A14	0.5	43.1				○	1a14
車両走行 1A15	0.5	49.0				第2種区域	第一種住居地域
車両走行 1A16	0.5	49.1	×	1a16			
車両走行 1A17	0.5	49.0	×	1a17			
車両走行 1A18	0.5	48.8	×	1a18			
車両走行 1A19	0.5	48.7	×	1a19			
車両走行 1A20	0.5	48.7	×	1a20			
車両走行 1A21	0.5	48.6	×	1a21			
車両走行 1A23	0.5	48.4	×	1a23			
車両走行 1A24	0.5	48.3	×	1a24			
車両走行 1A25	0.5	48.3	×	1a25			
車両走行 1A26	0.5	48.1	×	1a26			
車両走行 1A27	0.5	47.9	×	1a27			
車両走行 1A28	0.5	47.8	×	1a28			
車両走行 1A29	0.5	47.7	×	1a29			
車両走行 1A30	0.5	47.5	×	1a30			
車両走行 1A31	0.5	47.4	×	1a31			
車両走行 1A32	0.5	52.1	×	1a32			
車両走行 1A67	0.5	46.0	第3種区域	商業地域	50		
車両走行 1A73	0.5	39.6	第2種区域	第一種住居地域	45	○	1a73
車両走行 1A74	0.5	43.5	第3種区域	商業地域	50	○	1a74
車両走行 1A75	0.5	43.3				○	1a75
車両走行 2A21	5.5	40.5	第2種区域	第一種住居地域	45	○	2a21

【保全区域側での評価】

対象騒音源	予測点高 (m)	直近住宅外壁				評価	直近住宅外壁における予測地点
		予測結果(dB)	地域の区分	用途地域	規制値(dB)		
車両走行 1A15	0.5	42.3	第2種区域	第一種住居地域	45	○	1a15'
車両走行 1A16	0.5	43.9				○	1a16'
車両走行 1A17	0.5	45.6				×	1a17'
車両走行 1A18	0.5	47.3				×	1a18'
車両走行 1A19	0.5	47.7				×	1a19'
車両走行 1A20	0.5	47.8				×	1a20'
車両走行 1A21	0.5	47.9				×	1a21'
車両走行 1A23	0.5	47.8				×	1a23'
車両走行 1A24	0.5	47.6				×	1a24'
車両走行 1A25	0.5	46.4				×	1a25'
車両走行 1A26	0.5	44.7				○	1a26'
車両走行 1A27	0.5	43.0				○	1a27'
車両走行 1A28	0.5	41.4				○	1a28'
車両走行 1A29	0.5	40.0				○	1a29'
車両走行 1A30	0.5	38.7				○	1a30'
車両走行 1A31	0.5	37.8				○	1a31'
車両走行 1A32	0.5	38.7				○	1a32'

【保全区域側での評価（10km走行制限）】

対象騒音源	予測点高 (m)	直近住宅外壁				評価	直近住宅外壁における予測地点
		予測結果(dB)	地域の区分	用途地域	規制値(dB)		
車両走行 1A15	0.5	36.1	第2種区域	第一種住居地域	45	○	1a15'
車両走行 1A16	0.5	37.7				○	1a16'
車両走行 1A17	0.5	39.4				○	1a17'
車両走行 1A18	0.5	41.1				○	1a18'
車両走行 1A19	0.5	41.5				○	1a19'
車両走行 1A20	0.5	41.6				○	1a20'
車両走行 1A21	0.5	41.7				○	1a21'
車両走行 1A23	0.5	41.6				○	1a23'
車両走行 1A24	0.5	41.4				○	1a24'
車両走行 1A25	0.5	40.2				○	1a25'
車両走行 1A26	0.5	38.5				○	1a26'
車両走行 1A27	0.5	36.8				○	1a27'
車両走行 1A28	0.5	35.2				○	1a28'
車両走行 1A29	0.5	33.8				○	1a29'
車両走行 1A30	0.5	32.5				○	1a30'
車両走行 1A31	0.5	31.6				○	1a31'
車両走行 1A32	0.5	32.5				○	1a32'

—評価—

夜間における騒音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果は、定常騒音については、全ての設備機器が店舗敷地境界で規制値を下回ります。

変動騒音については、一部の来客車両走行音が敷地境界及び直近住宅外壁で規制値を上回ります。しかし、走行速度10km/hとした場合、全ての騒音源が直近住居外壁で規制値を下回ります。このことについては、看板等により「場内の時速10km走行」を呼びかけることにより騒音の低減に努めます。

以上のことから、今回の計画に伴う周辺地域への影響は軽微であると考えられます。

なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

(3) 夜間騒音レベルの最大値の合成値の結果一覧

予測地点	規制値 (dB)	予測結果 (dB)	用途地域 (区域区分)
ア(自敷地境界)	45	33.4	第一種住居地域
イ(自敷地境界)	45	32.3	第一種住居地域
ウ(自敷地境界)	45	43.9	第一種住居地域
エ(自敷地境界)	45	42.6	第一種住居地域

—評価—

夜間騒音レベルの最大値の合成値の予測結果は、全ての地点で規制値を下回るため周辺生活環境への影響は軽微であると思われます。なお、周辺から御意見があった場合や店舗による騒音の影響が懸念される場合等には、誠意をもって対応します。

1.6 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S 1,844 m <sup>2</sup>		一日当たり廃棄物 排出量：A (指針原単位×S)	平均保管 日数：B	見かけ 比重：C (t/m <sup>3</sup> )	排出予測量 A×B÷C
	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>				
紙製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>	0.384t	1日	0.10	3.8 m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	0千m <sup>2</sup>	0.00t			
			計 0.384t			
金属製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>	0.013t	1日	0.10	0.1 m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	0千m <sup>2</sup>	0.00t			
			計 0.013t			
ガラス製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>	0.011t	1日	0.10	0.1 m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	0千m <sup>2</sup>	0.00t			
			計 0.011t			
プラスチック製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>	0.037t	1日	0.01	3.7 m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	0千m <sup>2</sup>	0.00t			
			計 0.037t			
生ごみ等	6千m <sup>2</sup> 以下	1,844千m <sup>2</sup>	0.312t	1日	0.55	0.6 m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	0千m <sup>2</sup>	0.00t			
			計 0.312t			
その他 可燃物	1,844千m <sup>2</sup>		0.100t	1日	0.38	0.3 m <sup>3</sup>
合計						8.6 m <sup>3</sup>

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量

該当なし

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

該当なし（飲食店AならびにBは、それぞれ別途確保）

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

ア 廃棄物保管施設の計画

区 分	保管可能な容量 (A×B)	保管可能 な面積 A	保管可能 な高さ B	廃棄物保管施設の位 置
紙製廃棄物等	29.25 m <sup>3</sup>	19.50 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
金属製廃棄物等	9.00 m <sup>3</sup>	6.00 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
ガラス製廃棄物等	4.50 m <sup>3</sup>	3.00 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
プラスチック製廃棄物等	18.00 m <sup>3</sup>	12.00 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
生ごみ等	9.00 m <sup>3</sup>	6.00 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
その他可燃物	4.50 m <sup>3</sup>	3.00 m <sup>2</sup>	1.5m	図面No.4 配置図
合 計	74.25 m <sup>3</sup>	49.50 m <sup>2</sup>	—	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C)				49.5 m <sup>2</sup> (C≧A)

イ リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

紙製廃棄物等・金属製廃棄物等・ガラス製廃棄物等・プラスチック製廃棄物等・生ごみ等のリサイクル品保管施設は廃棄物等保管庫と兼用します。

ウ 廃棄物等保管施設の容量（届出容量＝保管可能な容量の合計）

廃棄物保管施設の容量	74.25 m <sup>3</sup>
------------	----------------------

廃棄物保管施設の総容量	74 (74.25) m <sup>3</sup> ≧ 8.6 m <sup>3</sup> (指針の予測量合計)
-------------	---

## 17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

### (1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

#### ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	・生ごみが発生した場合には、食品リサイクル法に基づいた処理計画に努めます。
②容器包装リサイクル法対応	・日本容器包装リサイクル協会を通じて、容器包装リサイクル法に基づく指定業者にリサイクルを委託しています。 ・容器包装の薄肉化・軽量化、レジ袋有料化等により、容器包装廃棄物の排出抑制に努めています。
③家電リサイクル法対応	・該当なし
④小型家電リサイクル法対応	・該当なし
⑤資源有効利用促進法対応 (パソコン等)	・該当なし

#### イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	・過剰包装を極力行わないように、納品業者に徹底します。 ・余剰発注を行わず、必要最低限の発注を行うことで、廃棄物発生抑制に努めます。
②営業活動における取組	・減量及びリサイクルについては、分別可能なものは分別します。 ・再利用・使用できるものは再利用し、リサイクルします。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	・地元からの要請があれば、ペットボトル、ペットボトルキャップ、牛乳パック、白色トレイ等の回収物の提供等の協力を可能な限り実施するように努めます。 ・商品購入時に簡易包装の呼びかけに努めます。
④その他取組	・ごみの減量化に向けて、エコバック持参の呼びかけを行うなど、従業員の意識強化を行います。

#### ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	再生紙ならびに段ボール製品に再生	未定(許可業者)
金属製廃棄物等	100%	缶等の金属製品に再生	未定(許可業者)
ガラス製廃棄物等	100%	ビン等のガラス製品に再生	未定(許可業者)
プラスチック製 廃棄物等	40%	卵パック等のプラスチック製品に再生 回収に適さない物については、焼却処分	未定(許可業者)
生ごみ等	0%	市の処理場で焼却	成田富里いずみ 清掃工場
その他可燃物	0%	市の処理場で焼却	成田富里いずみ 清掃工場

(2) 食品加工場等計画

加工の具体的内容	青果加工、鮮魚加工、精肉加工、惣菜加工
悪臭対策	○換気扇及び排気口は周辺住居に影響の少ない場所に設置する等配慮します。また定期的な清掃を行い、性能保持に努め、悪臭が場外に出ることの無いよう努めます。 ○定期的な清掃を行い、性能保持に努めます。
汚水対策	○汚水処理はグリーストラップにより行います。定期的な清掃を行い、性能保持に努め、悪臭、汚水が場外に出ることの無いよう努めます。 ○排水溝にネットを設置し、ゴミの除去を行います。

18 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結（予定）の有無	無
締結（予定）協定の内容	—
協定以外の防災対策への協力	行政や交通機関の情報提供等、広報活動支援に努めます。

(2) 小売店舗に係る防犯対策

<ul style="list-style-type: none"> <li>・死角となる場所を含め、必要な箇所に防犯カメラを設置するように努めます。</li> <li>・適切な数及び位置に照明を設置し、防犯に努めます。</li> <li>・青少年のたまり場にならないように、必要に応じて、店舗閉店後に出入口を速やかに閉鎖するなどの措置を検討します。</li> </ul>
--

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】成田市景観条例ならびに千葉県屋外広告物条例
【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区の景観計画に適合させるよう努めます。</li> <li>・定められた色彩基準を遵守して落ち着いたイメージとして周辺との調和を図ります。</li> <li>・屋外広告物の設置に際しては、屋外広告物条例を遵守します。</li> </ul>

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化計画
12,013.52 m <sup>2</sup>	722.75 m <sup>2</sup> ( 6.02%)	①必要緑化面積： 720.81 m <sup>2</sup> ②根拠法令：成田市緑化推進指導要綱 ③算出式： 12,013.52 m <sup>2</sup> ×6 % =720.81 m <sup>2</sup>
<緑化の内容> 主に敷地道路側及び隣地境界側に緑地（低木等）を確保します。		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	図面No.4 配置図参照	図面No.4 配置図参照
照明灯の方向	敷地内方向 (下部開放型照明器具)	照射方向に配慮
照明の強さ	400W	400W
点灯時間	日没から駐車場閉鎖時間まで	日没から閉店時間まで
光害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内外灯は外部への照射を抑えるために、照射方向に配慮し適度な照度とします。</li> <li>・住宅側への照射がないようにします。</li> </ul>	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の建物と調和の取れる色彩を使用し、奇抜な色を避け、景観に溶け込む色彩を用います。</li> <li>・建物の外観劣化を防ぐために、維持管理や保守を随時行います。</li> </ul>

20 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	・歩行者用通路を駐車場場内に設置し、交通安全に努めます。
夜間照明等の設置	有

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の採用は地元地域の雇用を優先する計画です。</li> <li>・地元小学生の総合的な学習、環境学習等のため、特に要請等がある場合の協力を努めます。</li> <li>・町内会や自治体のイベント・災害訓練等の地域活動への協力を努めます。</li> </ul>
---

## 2.2 届出事項一覧表

届出事項			
店舗面積	1,844 m <sup>2</sup>		
駐車場の位置及び収容台数	位 置	図面No.4 配置図	
	収容台数	65 台 (地上平面駐車場 35 台、屋上駐車場 30 台)	
駐輪場の位置及び収容台数	位 置	図面No.4 配置図	
	収容台数	駐輪場	53 台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置	図面No.4 配置図	
	面 積	荷さばき施設①	108 (108.0) m <sup>2</sup>
		荷さばき施設②	36 (36.0) m <sup>2</sup>
合 計	144 (144.0) m <sup>2</sup>		
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置	図面No.4 配置図	
	容 量	廃棄物保管施設	74 (74.25) m <sup>3</sup>
開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	株式会社タイヨー	午前 8 時
	閉店時刻	株式会社タイヨー	午後 11 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 7 時 30 分～午後 11 時 30 分		
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数	5ヶ所	
	位 置	図面No.4 配置図	
荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設① 午前 6 時～午後 10 時 荷さばき施設② 午前 6 時～午前 7 時 30 分		

別紙（小売業者一覧表）

番号		氏名（名称）	法人の場合代表者の役職名及び氏名	住所（所在地）	主として販売する物品の種類	店舗面積（㎡）	開店時刻	閉店時刻	特記事項
店No.	業者No.								
1	1	株式会社タイヨー	代表取締役 森田 剛	茨城県神栖市大野原四丁目7番1号	食料品・日用品	1,844	午前8時	午後11時	—
		1者			面積合計	1,844			